

令和5年度SAMURAI PASSPORT事務局業務委託
に関する公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度SAMURAI PASSPORT事務局業務

(2) 目的

令和2年度に誕生した「加賀百万石回遊ルート」の認知度と回遊性の向上、当該エリアへの誘客促進を図るため、「SAMURAI PASSPORT (以下、パスポート)」を発行する。本事業は、パスポートの販売促進、精算についての業務を請け負うことを目的とする。

(3) 業務内容

別添「令和5年度SAMURAI PASSPORT事務局業務委託に関する仕様書」のとおり。

(4) 予算上限額

1, 100, 000円 (消費税及び地方消費税含む) とする。

ただし、消費税率が変更された場合には、消費税額分について変更契約する。

また、別添仕様書のとおり、紙パスポートの販売枚数に応じて事務手数料100円(1枚当たり)、デジタル版パスポートの販売枚数に応じて事務手数料50円(1枚当たり)を受け取ることができる。

なお、いずれも紙パスポートで令和2年度が約9,000枚、令和3年度が約5,700枚、令和4年度が10月末までで約5,000枚の販売があったので、参考にされたい。

(5) 担当部局及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

加賀百万石回遊ルート誘客推進実行委員会 (担当：中邨)

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 石川県庁行政庁舎 12F (観光企画課内)

電話：076-225-1542 / FAX：076-225-1129

E-Mail：e200100@pref.ishikawa.lg.jp

受付時間：土・日・祝祭日を除く9時から17時まで(12時から13時は除く)

その他：質疑については、電子メールのみとし、面接又は電話での質疑には応じないものとする。

2 公募型プロポーザルに参加するために必要な資格

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、この契約に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。なお、共同企業体を構成して参加する場合は、全ての構成員が次の資格要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から本要領3(1)オに記載する企画提案書受付期限までにおいて、石川県競争入札参加資格の停止期間中でない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 本要領3(1)オに記載する企画提案書受付期限までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (6) (公社)石川県観光連盟の会員である者。または、会員になる意思のある者。
- (7) 旅行会社とクーポン契約(観光券)がある者。

3 公募型プロポーザルの手続き

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要項等の公表(公告開始日)	令和4年11月30日(水)
イ プロポーザル参加申込期限	令和4年12月7日(水)正午まで
ウ 実施内容に関する質問受付期限	令和4年12月7日(水)正午まで
エ 質問に対する回答	令和4年12月12日(月)
オ 企画提案書受付期間	令和4年12月19日(月)正午まで
カ 審査結果の通知・公表	令和5年1月上旬

(2) 実施内容に関する質問及びその回答について

①質問の方法

本プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式問わず)を加賀百万石回遊ルート誘客推進実行委員会あてに電子メールにて提出すること。

②受付期間

令和4年12月7日(水)正午まで

③提出先

本要領1(5)のとおり

④回答方法

質問に対する回答は、参加の意思を明らかにした事業者全員に対して電子メール(文書)により回答する。

(3) 参加申込書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、参加申込書(様式1)、参加資格確認書(様式2)及び会社概要を郵送または持参して提出すること。

なお、郵送での提出の場合は、到着確認のため必ず担当者へ電話連絡を行うこと。

(4) 企画提案書の提出

①提出の方法

応募者は、企画提案書(任意)及び必要書類を持参または郵送で提出するものとする。

なお、郵送での提出の場合は、到着確認のため必ず担当者へ電話連絡を行うこと。

②受付期間

令和4年12月19日(月)正午まで

ただし、持参の場合は土・日・祝日を除く

郵送の場合は、期限必着とする。

③提出先

本要領1(5)のとおり

④内容

企画提案書には以下の内容を記載すること。

(ア) 作業行程表

(イ) 旅行会社との取引実績と契約予定の旅行会社がわかるもの

(ウ) 緊急連絡体制

(エ) 会社役員名簿

(オ) 直近の決算報告書並びに法人税確定申告書の写し

(カ) 販売促進の取り組み

(キ) 審査のための連絡用メールアドレス

⑤ 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

書類の企画はA4版で作成することとし、様式は自由とする。

- ・企画提案書／提出部数 社名なし7部 社名あり1部
社名なしのものは、社名以外にも個人名やメールアドレス等を黒塗りして提出すること
- ・業務委託見積書／提出部数 社名あり1部

※企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加事業者負担とする。

※企画提案書を提出後の追加・修正は一切認めない。ただし、加賀百万石回遊ルート誘客推進実行委員会が必要に応じ、文書にて追加資料を要求した場合は、これに応じなければならない。

※提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

4 審査項目及び評価基準

別表のとおり

5 選考に関する事項

(1) 実施方法

各事業者から提出された企画提案書を、本要領4に掲げる評価基準に基づき、審査員が審査・採点を行い、最も高い評価を得られた企画提案書を提出した事業者を本事業の契約交渉者として選定する。ただし、審査内容の如何によっては、いずれも採用しないことがある。

また、参加者が1社の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、本事業の契約交渉者として選定する。

(2) 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに書面により通知する。

(3) 審査内容については公表しない。

(4) 審査結果については、別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

(5) 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

ア 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと

ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

エ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

6 契約に関する事項

(1) 契約にあたっては、企画提案書を基に細部について協議の上、石川県の財務規定等関係法令に基づき、本要領1(4)に掲げる額の範囲内で契約を締結する。

(2) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

7 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、加賀百万石回遊ルート誘客推進実行委員会に対して書面にて再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

※なお、本審査については令和5年度の県当初予算の成立を前提として実施するものである。

別表 審査項目及び評価基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとする。
- 2 審査項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定し、企画提案者の評価点数の多い者から順に、選考委員ごとに順位をつける。
- 3 全企画提案者の中で、各選考委員がつけた1位の数が最も多かった者を契約交渉者とする。なお、1位の者が同数の場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を決定する。

審査項目	評価基準	配点
1 的確性	① 仕様書を的確に踏まえ、事業の目的に結びつく明確かつ具体的な提案になっているか。	5点
	② 提案内容について、データに基づいた論理的な説明がなされているか。	5点
2 実現性	① 実施方法等が具体的で、実現性があるか。	5点
	② 事業者が有する知見を反映した、具体的でかつ実現可能な提案となっているか。	5点
3 独自性	利用促進において、提案者ならではのノウハウを活かし、効果が見込める提案がなされているか。	10点
4 実施体制	① 提案内容を実施できる人員が確保されているか。	10点
	② 業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。	10点

様式1

令和5年度SAMURAI PASSPORT事務局業務委託

公募型プロポーザル 参加申込書

令和 年 月 日

加賀百万石回遊ルート誘客推進実行委員会

委員長 寺西 義行 様

所在地

事業者名

代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり申し込みます。

記

事業所等所在地	〒 電 話	
事業者名	(フリガナ)	
設立年月日		
業種		
従業員数	人	
代表者職名・氏名		
主な事業内容		
担当者	氏名	
	連絡先	
	E-mail	

参加資格要件確認書

令和 年 月 日

加賀百万石回遊ルート誘客推進実行委員会

委員長 寺西 義行 様

所在地

事業者名

代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり参加資格要件を満たしていることを証明いたします。

記

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、この契約に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から本要領3（1）オに記載する企画提案書受付日までに、石川県競争入札参加資格の停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 本要領3（1）オに記載する企画提案書受付日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (6) （公社）石川県観光連盟の会員である者。または、会員になる意思のある者。
- (7) 旅行会社とクーポン契約（観光券）がある者。